

介護保険制度の施行状況について

資料 5-1

平成 26 年 10 月 30 日
高 齢 福 祉 課

介護保険制度の平成 25 年度における施行状況について、その概要を下記のとおり報告します。

1 要介護（要支援）認定の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、平成 26 年 3 月末現在 56,987 人で、介護保険制度の開始時(H12.4月)より 33,594 人増加し、約 2.4 倍となっている。

(単位:人)

	H12.4月 a	H23.3月	H24.3月	H25.3月	H26.3月 b	H12との 比較(b/a)
65歳以上 認定者数(A)	22,757	49,163	51,271	53,610	55,697	約 2.4 倍
対 65 歳以上人口比(A/B)	9.9%	17.3%	17.6%	17.8%	17.9%	←全国 17.8%(H26.3)
40～64歳 認定者数	636	1,413	1,406	1,356	1,290	約 2.0 倍
計	23,393	50,576	52,677	54,966	56,987	約 2.4 倍
1号被保険者(65歳 以上)数 (B)	229,414	284,027	290,688	301,932	311,687	約 1.4 倍

(2) 要介護度別分布状況 (H26年3月末現在)

要介護度別の人口比を全国平均と比較すると、本県は、要支援者の割合が低く、要介護者の割合が高くなっている。

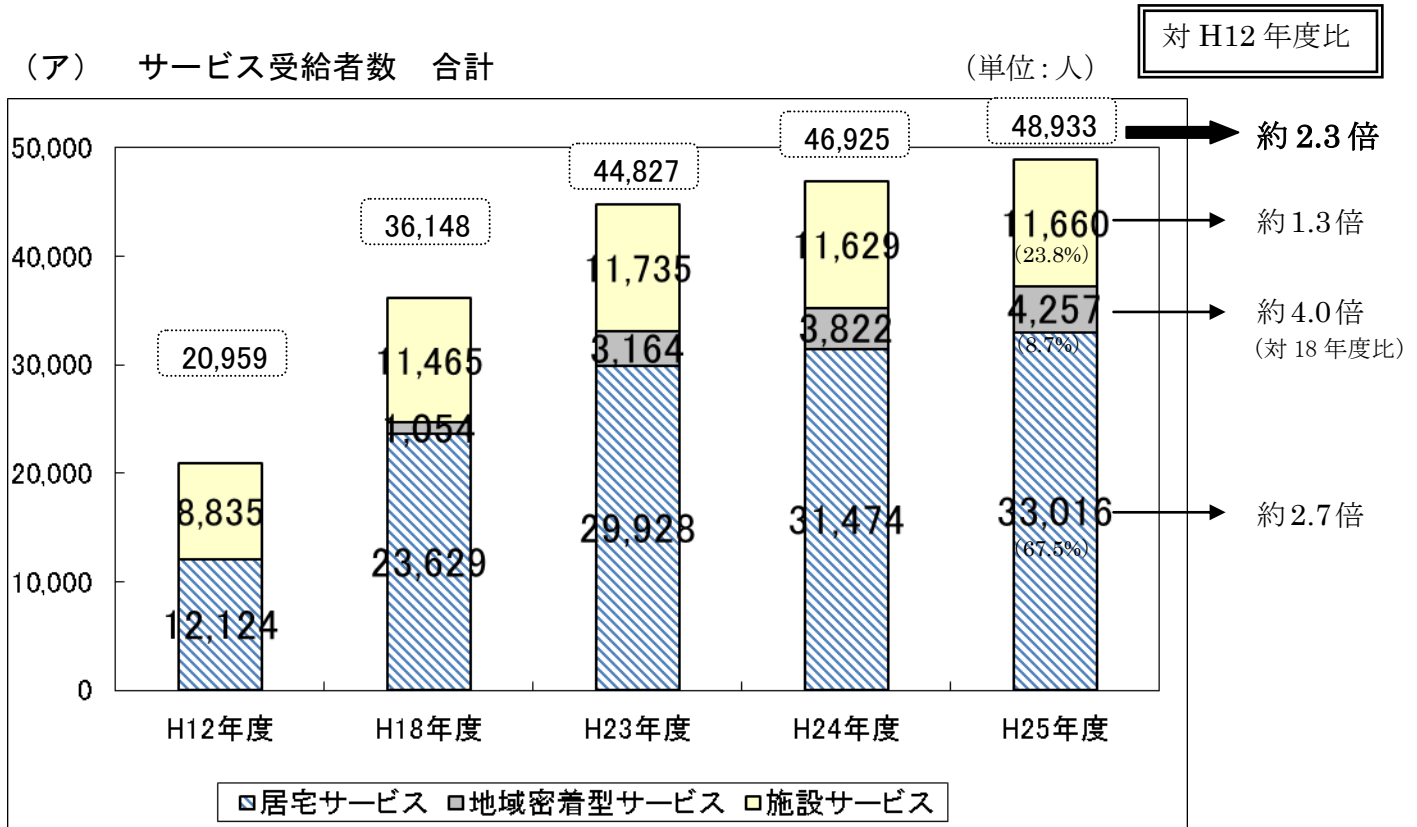
(単位:人)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
富 山 県	65歳以上 認定者数	5,540	6,267	10,938	10,206	8,410	7,593	6,743	55,697
	構成比	10.0%	11.3%	19.6%	18.3%	15.1%	13.6%	12.1%	100.0%
	40～64歳 認定者数	103	156	208	270	207	161	185	1,290
	計	5,643	6,423	11,146	10,476	8,617	7,754	6,928	56,987
全 国	65歳以上 認定者数	806,944	781,506	1,085,417	994,345	745,326	691,589	585,584	5,690,711
	構成比	14.2%	13.7%	19.1%	17.5%	13.1%	12.1%	10.3%	100.0%

(注) H26年3月末における全国の第1号被保険者数は、32,018,288人。

2 サービス受給者数の推移（月平均）

サービス受給者は、平成 25 年度（月平均）が 48,933 人で、平成 12 年度（月平均）と比較すると、27,974 人増（約 2.3 倍）となった。



(注) グラフ中、() 内は構成割合

(イ) 主なサービス受給者の内訳

(単位:人)

主な項目		H12 年度 月平均 a	H18 年度 月平均	H23 年度 月平均	H24 年度 月平均	H25 年度 月平均 b	H12 との比較 (地域密着は 対 H18) (b/a)
居宅 サービス	訪問系サービス	16,951	18,748	25,490	27,725	29,528	約 3.3 倍
	通所系サービス		18,736	24,406	25,553	26,759	
	短期入所サービス	1,896	4,061	5,594	5,666	5,768	約 3.0 倍
地域 密着型 サービス	認知症対応型 通所介護	—	217	816	966	1,034	約 4.8 倍
	小規模多機能型 居宅介護	—	13	850	1,073	1,229	約 94.5 倍
	認知症対応型 共同生活介護	—	827	1,498	1,592	1,764	約 2.1 倍
施設 サービス	介護老人福祉施設	2,970	5,019	5,272	5,310	5,336	約 1.8 倍
	介護老人保健施設	2,887	3,969	4,148	4,155	4,320	約 1.5 倍
	介護療養型 医療施設	2,153	2,539	2,293	2,174	2,064	約 1.0 倍

(注) 主なサービスのみ計上していること、複数のサービス受給者については複数計上していることから、

(ア) サービス受給者数の合計とは一致しない。

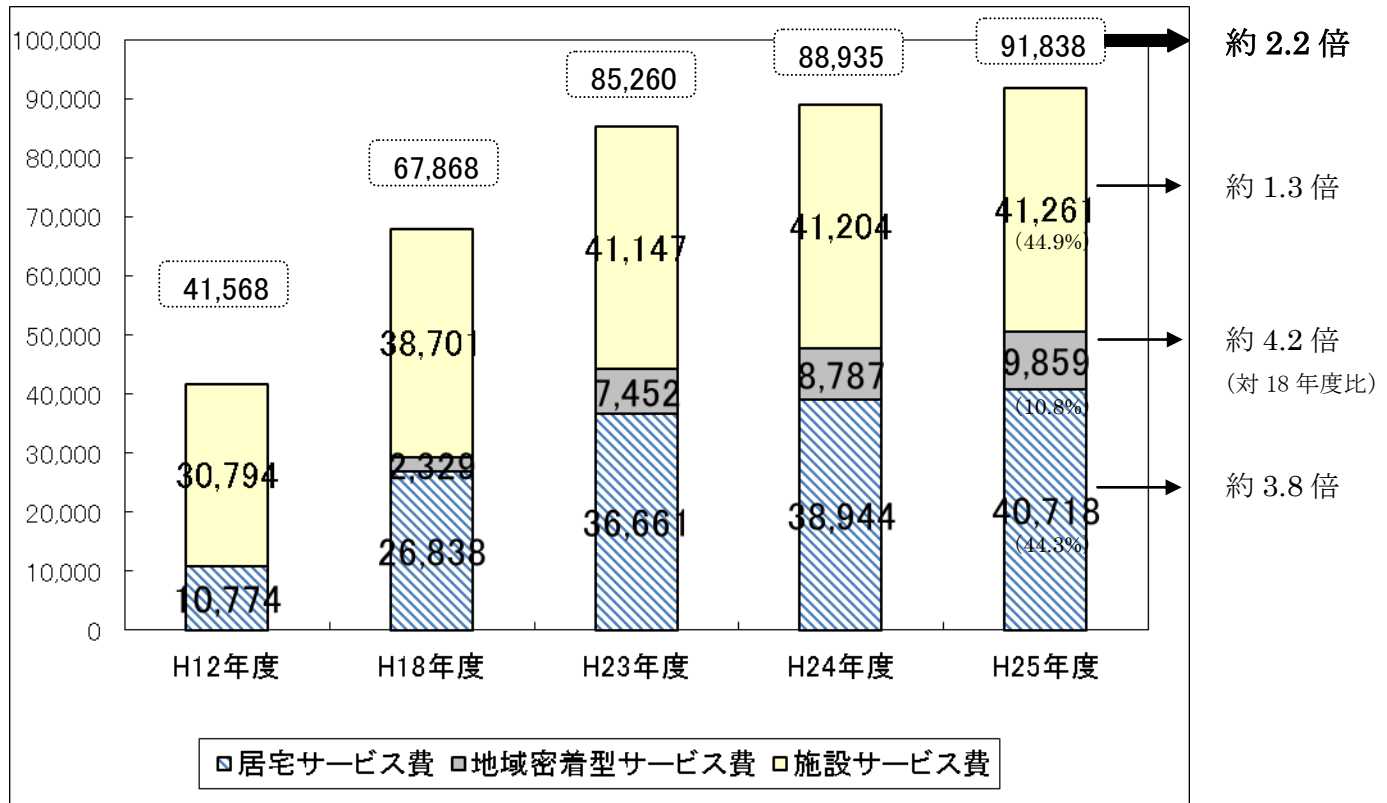
3 介護給付費（保険者負担分）の推移

介護給付費は、平成 25 年度が約 918 億円で、平成 12 年度と比較すると、503 億円余りの増（約 2.2 倍）となった。

(ア) 介護サービス給付費 合計

(単位：百万円)

対 H12 年度比



(注) グラフ中、() 内は構成割合

(イ) 主な介護サービス給付費の内訳

(単位：百万円)

主な項目		H12 年度 実績 a	H18 年度 実績	H23 年度 実績	H24 年度 実績	H25 年度 実績 b	H12 との比較 (地域密着は 対 H18) (b/a)
居宅 サービス	訪問系サービス	2,513	5,813	7,284	8,098	8,648	約 3.4 倍
	通所系サービス	5,200	12,685	18,008	19,030	20,017	約 3.8 倍
	短期入所サービス	1,418	3,929	5,335	5,476	5,512	約 3.9 倍
地域 密着型 サービス	認知症対応型 通所介護	—	228	946	1,161	1,276	約 5.6 倍
	小規模多機能型 居宅介護	—	20	1,718	2,284	2,581	約 129.1 倍
	認知症対応型 共同生活介護	—	2,080	4,225	4,570	5,060	約 2.4 倍
施設 サービス	介護老人福祉施設	10,604	15,599	17,356	17,607	17,683	約 1.7 倍
	介護老人保健施設	10,004	12,080	13,485	13,583	14,183	約 1.4 倍
	介護療養型 医療施設	10,186	10,999	10,131	9,798	9,087	約 0.89 倍

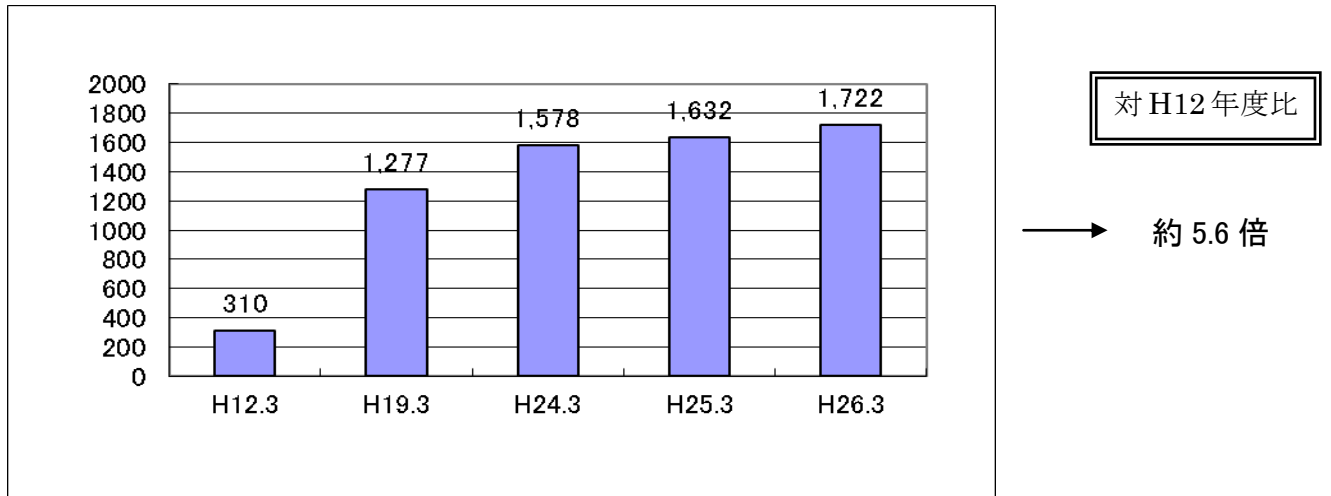
(注) 主なサービスのみ計上していることから、(ア)介護サービス給付費の合計とは一致しない。

4 サービス供給体制

(1) 居宅サービス事業所等の推移 (事業所数)

居宅サービス事業所数は1,722で、グループホーム等の地域密着型が増加している。

(単位：事業所)



(注) 地域密着型サービス事業所を含む。

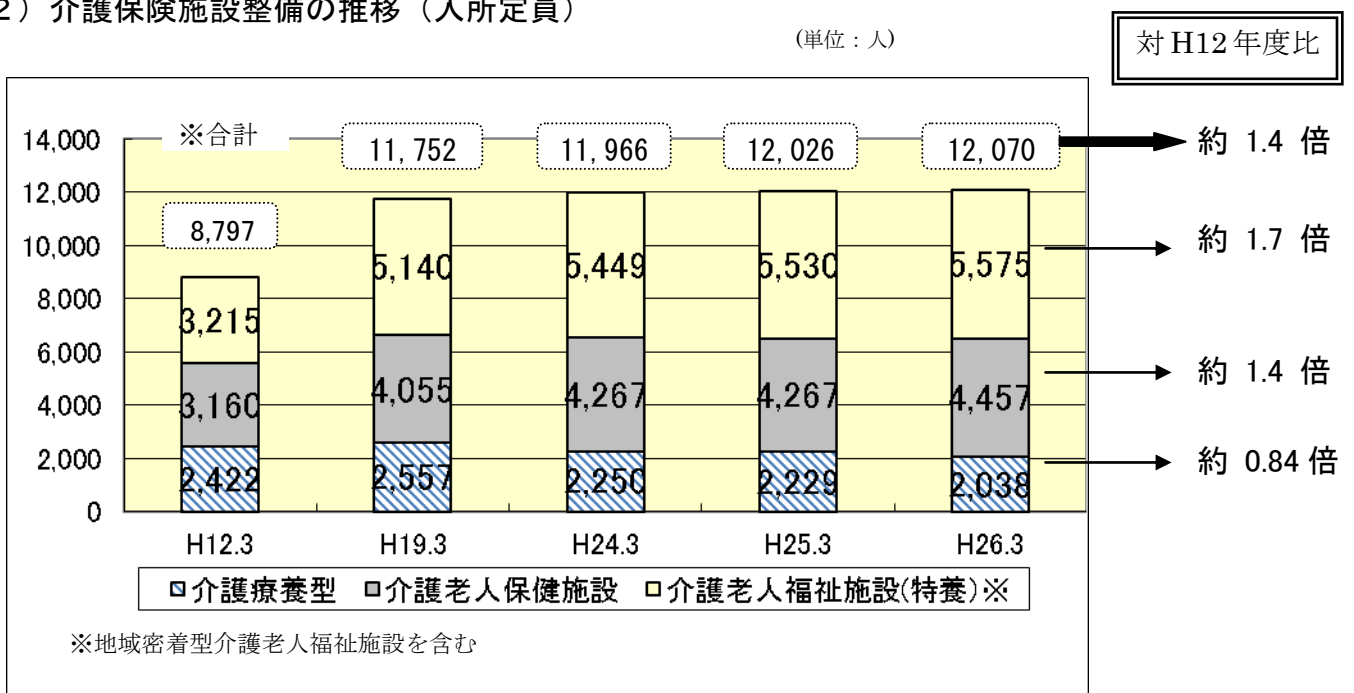
【主な内訳】

(単位：事業所)

	H12.3月 a	H19.3月	H24.3月	H25.3月	H26.3月 b	H12との 比較(b/a)
訪問介護	72	167	183	192	202	約2.8倍
訪問看護ステーション	27	34	41	45	49	約1.8倍
通所介護	64	257	345	372	404	約6.3倍
福祉用具貸与	32	70	76	78	76	約2.4倍
グループホーム (ベッド数)	2 (14)	57 (847)	115 (1,564)	118 (1,610)	136 (1,863)	約68.0倍 約133.1倍
小規模多機能型居宅介護	—	3	52	57	63	
居宅介護支援	—	317	316	316	329	

(2) 介護保険施設整備の推移 (入所定員)

(単位：人)



新しい地域支援事業の全体像

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

【財源構成】
国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 21%
2号保険料 29%

【財源構成】
国 39.5%
都道府県 19.75%
市町村 19.75%
1号保険料 21%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)
訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
○二次予防事業
○一次予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)
○介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス(配食等)
・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
○一般介護予防事業

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
○**在宅医療・介護連携の推進**
○**認知症施策の推進**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
○**生活支援サービスの体制整備**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

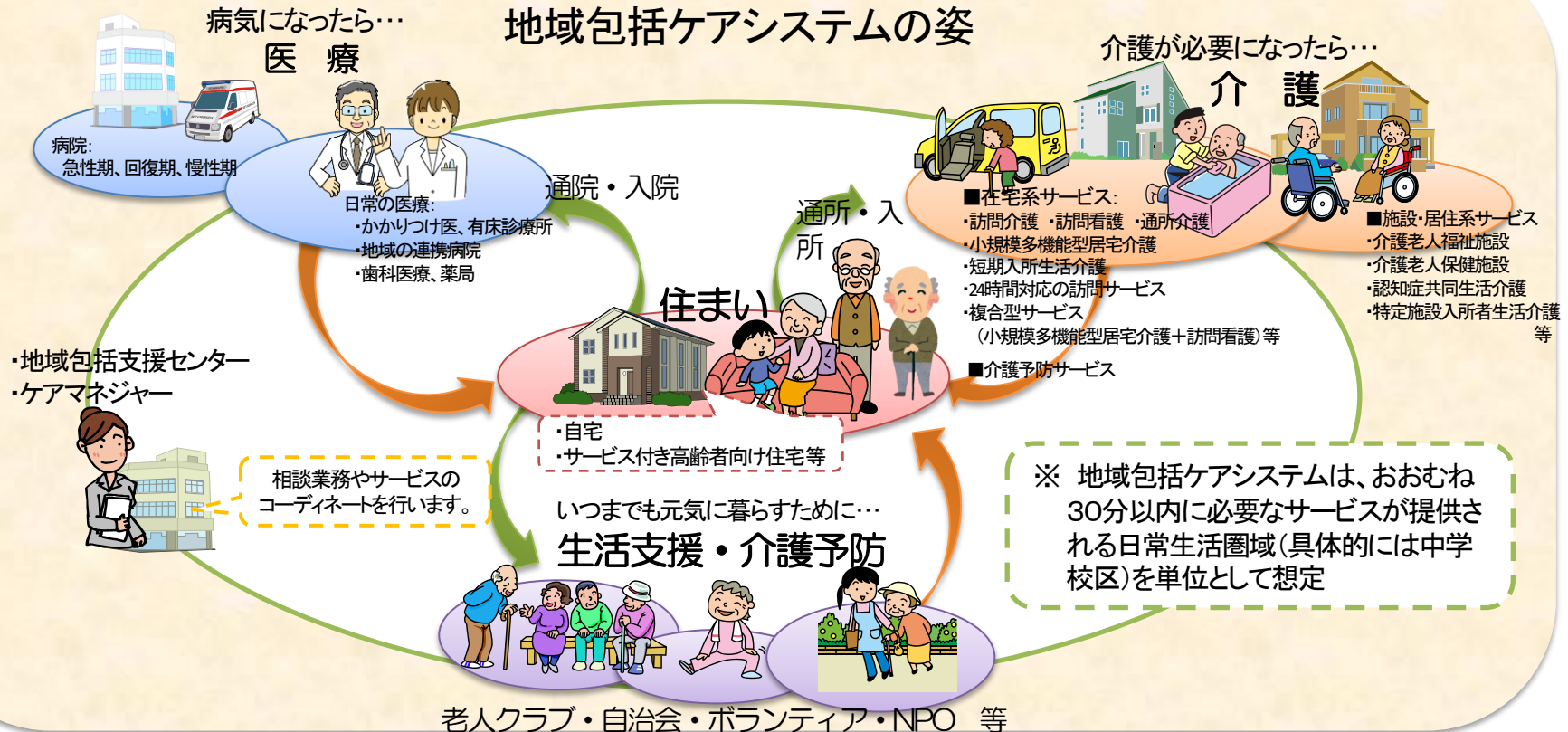
地域支援事業

地域支援事業

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

地域包括ケアシステムの姿



富山県高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業支援計画について(案)

1 計画期間

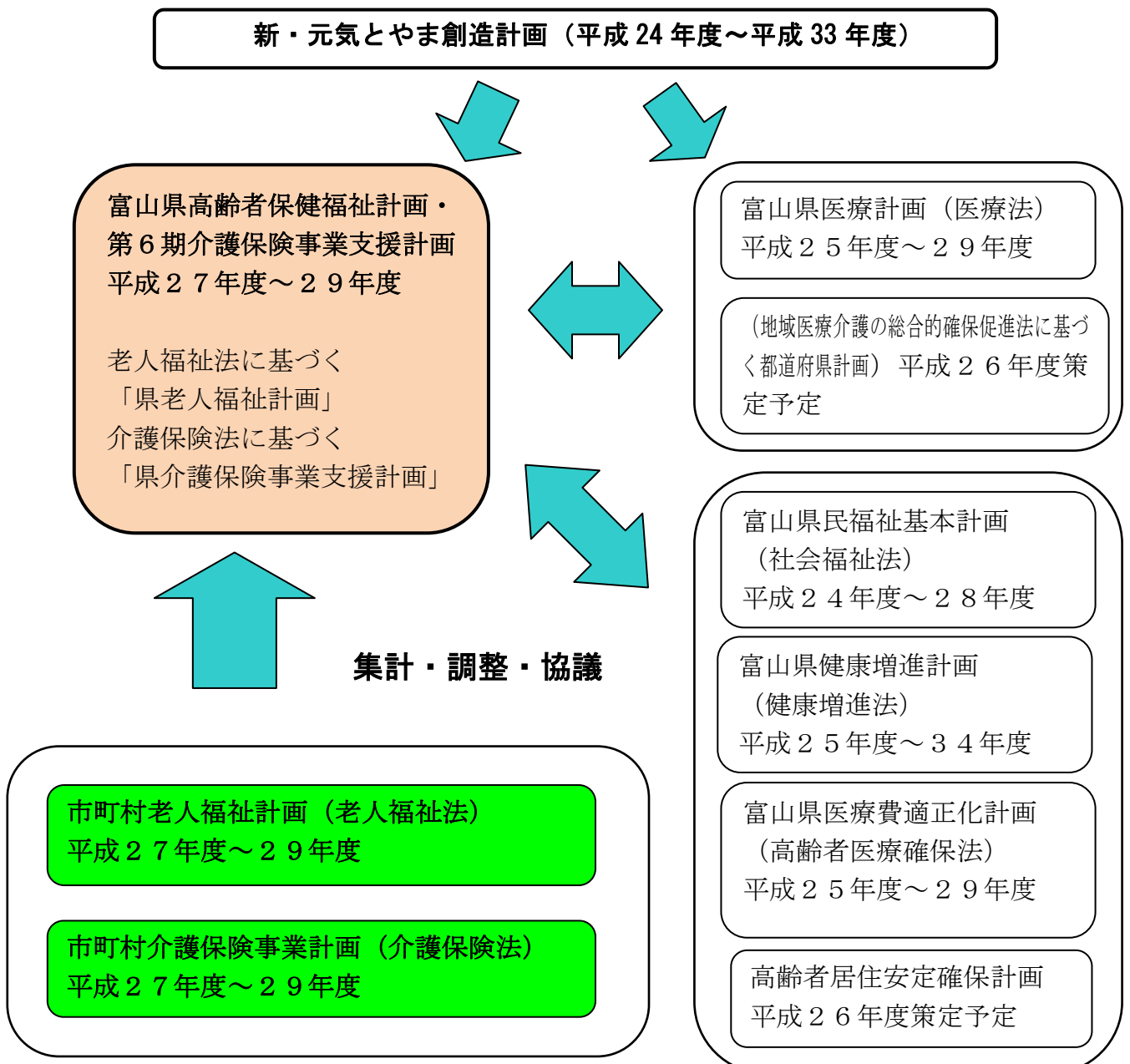
平成27年度から平成29年度までの3年間

2 計画の内容

- ・保健・福祉をはじめとした高齢者施策
- ・介護サービス見込み量・基盤整備目標⇒各保険者の保険料の算定基礎

3 計画の性格

- ・老人福祉法及び介護保険法に基づく法定計画



第6期介護保険事業(支援)計画策定スケジュール(案)

年	月	県 (介護保険事業支援計画)	保険者 (介護保険事業計画)	(参 考)	
				地域包括ケア 推進会議	あんしん在宅医療・訪 問看護推進会議
26	4	保険者・市町村への情報提供 (連絡会議の開催等)	計画策定のための準備作業 (日常生活圏域ニーズ調査の結果分析など)		
	5				
	6			第1回推進会議 (6/13) (現状確認、課題抽出、方向性確認)	
	7	第1回高齢者福祉専門分科会 (7/8) 計画策定作業	計画策定作業 サービス見込量の設定作業		第1回会議(7/31) 課題整理、方向性確認、個別の取り組みについての議論等(地域包括ケアの医療・介護分野)
	8			第1回幹事会(8/21)	
	9				
	10	基本骨格案、サービス見込量の仮設定	サービス見込量・保険料の仮設定		
	11	第2回高齢者福祉専門分科会 (11/13予定) 市町村、国との調整	県との調整	第2回幹事会	第2回会議 中間報告、6期計画(素案)への意見
	12	計画素案の検討 第3回高齢者福祉専門分科会			
	27	1			第2回推進会議(6期計画への意見取りまとめ)
2		パブリックコメント	計画最終案		
3		計画最終案 第4回高齢者福祉専門分科会 計画の策定・公表	介護保険条例(保険料)の改正 計画の策定・公表		

高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画策定における主な課題について(案)

第5期計画における基本目標

すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築
～地域包括ケア体制の**実現**を目指して～

第5期計画の構成

○ 第5期計画における施策の柱・重点項目・主要施策

1 元気高齢者自らの努力を支援する

① 若いときからの健康づくり

- 健康の保持・増進
- 生活習慣病予防等疾病対策の推進
- 健康づくりを支援する環境整備

② 元気な高齢者の活躍の場の拡大

- 意欲や能力に応じた就業・起業支援
- ボランティア・NPO活動等の社会参加の促進
- 生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進

③ 介護予防の推進

- 介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進
- 生活機能低下の早期発見と早期対応の推進
- 地域リハビリテーションの推進

2 要介護高齢者を社会全体で支える

① 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実

- 地域に密着した在宅サービスの充実
- 医療と介護の連携による在宅ケアの推進
- 重度者を支える施設ケアの充実
- 在宅復帰に向けた施設ケアの充実
- サービスの質の向上と利用者への支援
- 介護保険制度の適正な運営の確保

② 認知症高齢者施策の推進

- 認知症の普及啓発と予防・早期発見の推進
- 認知症の医療・ケア体制の整備
- 認知症地域支援体制の構築
- 認知症の総合的な支援体制の推進

3 高齢者と家族を地域で支える

① 保健・福祉の人材養成と資質向上

- 保健・福祉・生きがいづくりのボランティア養成
- 保健・福祉の人材養成と確保
- 介護サービスを支える人材養成と資質向上

② 地域生活支援体制の整備

- 多様な人材や社会資源を活用した総合的な支援体制の推進
- 住み慣れた地域における多様な住まいの提供
- 高齢者に優しいまちづくり
- 災害時における要介護者支援体制の整備
- 権利擁護の推進と相談支援体制の整備

2025年の状況(推計)

※2025年(H37年)を見据えた、今後3年間の計画とする必要がある。

- 65歳以上の高齢者が増加
H25:308千人(高齢化率28.7%)→H37:332千人(33.6%)
- 高齢者の1人暮らしや夫婦のみ世帯が増加
・1人暮らし H22:33千世帯(8.5%)→H37:45千世帯(12.1%)
・夫婦のみ H22:41千世帯(10.7%)→H37:49千世帯(13.3%)
- 要介護・要支援認定者が増加
・認定者数 H26.3月:56,987人 → H37:73千人
・重度(要介護3以上)の認定者が増加
H26.3:23,299人(40.9%)→H37:32千人(43.9%)
- 認知症高齢者の増加 H23.9月:34千人
- 平均寿命の延びに比べ、健康寿命の延びが小さい
・平均寿命(全国)H13→H22 男78.07→79.55(1.48年) 女84.93→86.30(1.37年)
・健康寿命(全国)H13→H22 男69.40→70.42(1.02年) 女72.65→73.62(0.97年)
- 介護費用と保険料の増加
・総費用(全国) H12:3.6兆円→H26:10.0兆円、H37:21兆円程度
・保険料(全国) H12:2,911円→H26:4,972円、H37:8,200円程度
(H37年の本県見込みは各保険者が今秋にかけ試算予定)
- ICTの発達

第5期計画までの主な成果

- 富山型デイサービス事業所の増 H16.3月:27事業所→H26.3月:105事業所
- 地域密着型サービスの充実
・認知症グループホーム事業所数 H19.3月:57事業所→H26.3月:136事業所
・認知症対応型通所介護事業所数 H19.3月:17事業所→H26.3月:67事業所
・小規模多機能型居宅介護事業所数 H19.3月:17事業所→H26.3月:63事業所
- 認知症関係施策の推進
・認知症サポーター数 H21.5月:15,610人→H26.3月:54,552人
・認知症疾患医療センター数 H22.10～ 3病院
- ケアネット21事業※の推進 H15:40地区→H25:231地区
※身近な地域を単位とし、地域住民自らが福祉ニーズを把握し、解決に取り組む活動
- 在宅医療を推進している開業医グループ数 H26.6月:15(参加医師190人)
訪問看護ステーション数 H12.3月:27→H26.6月:50

国・県の新しい動き

- 介護保険法の改正等を含む、いわゆる「医療介護総合確保推進法」が成立
・市町村の役割の強化
*在宅医療・介護連携の推進、認知症対策、生活支援サービスの充実・強化などが市町村が行う地域支援事業に位置づけ
*予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行
・一定以上の所得を有する者の自己負担を引上げ
・特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定
- 富山県地域包括ケアシステム推進会議の創設
・知事を会長とし、自治会、老人クラブ、ライフライン、商店街、建築、医療、福祉、ICT、行政等の各関係者で構成
・6月13日に第1回会議を開催。今後、それぞれの主体が果たすべき役割等、効果的な地域包括ケアシステムのあり方について議論
- 高齢者の就労促進に向けた動き
・とやまシニア専門人材バンクの創設(H24.10月～)

新たな問題

- 高齢者が犠牲になる交通事故(H25:死者53人中、高齢者32人(約6割))
- 高齢者が被害者となる特殊詐欺
- 認知症高齢者の徘徊や行方不明者の存在が社会問題化

第6期計画における基本目標

すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築
～地域包括ケア体制の**構築**に向けて～

第6期計画における主な課題(案)

○若いときからの健康づくり

- 健康寿命を延ばし、高齢期においても健康でいきいきと暮らせるようにするための、若いときからの健康づくり
- 地域、職場などが一体となった、個人の健康づくりを支援する環境づくり

○高齢者の就労・社会参加の促進

- 高齢者の豊かな経験・知識・技能を生かすための積極的な就労支援
- ボランティアや地域活動への参加(地域包括ケアシステムにおける生活支援の担い手としての参加も含む。)の促進

○介護予防の推進

- 住民が主体となり運営する多様な通いの場づくりの推進
- 既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した支援の充実

○認知症対策の推進

- 認知症の早期診断・早期対応や、住み慣れた地域での生活を支えることに重点を置いた施策の推進
- 認知症の人の徘徊防止や徘徊者の早期発見に関する取組みや、関係機関の連携の推進

○在宅サービスの充実

- 住み慣れた地域で可能な限り長く暮らすための、訪問看護サービスや地域密着型の定期巡回・随時対応型訪問サービス、通い・訪問・宿泊を柔軟に組み合わせる小規模多機能型居宅介護などの在宅サービス基盤の整備

○要介護者の介護を支える施設整備

- 増加する中重度の要介護者や、在宅での生活が困難な要介護者を支えるための施設の計画的整備

○保健・福祉・介護の人材養成・確保と資質向上

- 2025年に向けて増大が見込まれるサービス量に必要となる保健・福祉・介護人材の養成・確保

○地域包括ケアシステムの推進

- 在宅医療・介護の連携の一層の推進
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスに加え、多様な主体による日常生活への支援や、安心して生活できる住まいの適切な確保など、総合的な支援が切れ目なく提供される体制の整備